

先日、刈払機(チップソー)を使用して砂利の隙間に生えた雑草を刈った際、小石を飛散させて特大のガラスを割る賠償事故(修理請求額 1,155,000円)が発生しました。

この事故現場は契約対象外のエリアで、作業会員が雑草が気になるので個人の判断で厚意で刈ったもので、飛散防止ネットを設置していませんでした。

「安易な判断」「基本の逸脱」「個人プレー」などが原因として考えられますが、改めて草刈り機の特性を理解し、常に石などを飛散させることを念頭に、慎重な作業を行ってください。



身の丈以上ある大型の板ガラスで、飛散防止加工の施された特殊ガラスである。

契約エリア外の砂利面で、砂利の隙間に膝の高さぐらいの雑草が生えていて、気になったとのこと。

